

大阪広域環境施設組合条例第9号

大阪広域環境施設組合財産条例の一部を改正する条例

大阪広域環境施設組合財産条例（平成27年条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞損害金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合に」を「延滞損害金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪広域環境施設組合財産条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞損害金について適用し、同日前の期間に対応する延滞損害金については、なお従前の例による。